

# 一般社団法人 環境経営支援ファーム 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人環境経営支援ファームと称する。(以下「当法人」という。)

(目的)

第2条 当法人は、中小企業の環境経営の健全な発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 中小企業の環境経営等に関する支援事業
- (2) 中小企業の環境経営等に関する講習会、研修会等の事業
- (3) 中小企業診断士、公害防止管理者、エネルギー管理士、技術士等による専門指導事業
- (4) 公的支援制度に関わる受託事業
- (5) 環境経営情報の提供事業
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員・準社員

(入社・登録)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員又は準社員とする。

- 2 社員又は準社員となるには当法人所定の様式による申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 準社員に入会金及び会費の納入を求める場合は、別に定める。

(社員・準社員の資格喪失)

第7条 社員及び準社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。

- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員又は準社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員又は準社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員及び準社員としての義務に違反したときは、第14条2項に定める社員総会の決議方法によりその社員又は準社員を除名することができる。

2 前項により社員又は準社員を除名するときは、当該社員又は準社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与える。

(社員等名簿)

第10条 当法人は、社員及び準社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員等名簿を作成する。社員等名簿は、主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、当法人の社員によって構成する。

2 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の二種類とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員又は準社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して書面又は電磁的方法により発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であつて議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員又は準社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 役員等への賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の譲渡
- (6) 事業の解散

- 3 社員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合は代理権を証明する書面（電磁的方法も含む）を提出する。

- 4 各社員は、各1個の議決権を有する。

- 5 準社員は、社員総会の議決権を持たない。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 社員総会以外の機関

(理事会、監事の設置)

第17条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(役員)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事及び専務理事の選定及び職務権限)

第21条 当法人は、代表理事1名及び専務理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事は理事長と称し、当法人を代表して当法人の業務を統括する。

3 専務理事は、当法人の業務を執行する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員報酬等)

第23条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(解任)

第25条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(責任の一部免除)

第26条 当法人は、役員一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し必要があるときは意見を述べる。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則等の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第29条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の二種類とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (4) 前(2)(3)号の請求があった日から5日以内に、理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした理事又は監事が招集できる。

(招集)

第30条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の5日前までに各理事及び監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、予め理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を書面又は電磁的記録をもって作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録を書面で作成したときは、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取扱)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱については、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還する基金の総額については、定時社員総会における決議に基づき、一般法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項第3号及び第4号の書類については、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類及び監査報告書は、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

## 第8章 事務局

(設置等)

- 第41条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
  - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

- 第42条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって総議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

- 第43条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。
- (1) 第2条(目的)に掲げる事業の成功又はその成功の不能
  - (2) 社員総会の決議
  - (3) 社員が欠けたとき
  - (4) 法人の合併
  - (5) 法人の破産手続開始決定
  - (6) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属等)

- 第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第10章 附則

(最初の事業年度)

- 第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成25年12月31日までとする。

(法令の準拠)

- 第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(定款の制定・変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議により以下の通り制定及び変更した。

制 定：平成25年4月1日

変 更：平成26年3月1日 (準社員関連条文追加)

変 更：平成27年3月1日 (第46条、第47条を削除し第48条以降を繰上)

以上